

労務トラブル、年金相談を特定社会保険労務士の 河原が解決
河原社会保険労務士事務所

紛争解決の代理業務もできる社会保険労務士（特定社会保険労務士）

河原 清市

埼玉県比企郡小川町大塚 98-2 TEL&FAX 0493-72-0554

メールアドレス kawahara@kawahara-sr.com ホームページ kawahara-sr.com/

職場のいじめ自殺と安全配慮義務の事例

医療法人 誠昇会北本共済病院事件(さいたま地裁平成 16 年 9 月 24 日)

最近の労務管理研修会で北本共済事件の名前が私の眼にとまります。今回の社労士ニュースは、この事件の概要を述べます。参考になれば幸いです。

原告 X らは、自殺した A の父母である。A は被告 Y 北本共済病院に勤務していた准看護師である。男性看護師 5 名の最後輩であった。1999 年に高校を卒業し、2001 年 4 月に准看護師となり、看護師資格を目指して看護学校に通っていた。外来部門で准看護師として勤務しつつ、被告 B の下で物品整備の仕事をしていた。

被告 Y は A が勤務していた病院である。ベット数 99 床、女性看護師 30 数名、男性看護師 5 名であった。被告 B は、看護師資格を持っていながら、2001 年 5 月から物品部門の責任者として管理課長となるも、部下はなく、A を含む看護学生に手伝わせていた。B は、A に対して以下のようないじめを行った。

・勤務時間終了後も遊びに付きあわせ、自分の仕事が終了するまで帰宅を許さず、病院が禁止をしていた残業や休日出勤を強制した。

・買い物や肩もみ、家の掃除、車の洗車、長男の世話などの家事に使用。風俗店への送迎、

パチンコ店の順番待ち、看護学校の女性を紹介するよう命じた。

・恋人 C とのデート中であることを知りつつ、用事もないのに病院に呼び出した。

・職員旅行中（2001 年 5 月）の際、飲食代約 9 万円を負担させた。

・仕事中に、何かあると「死ねよ。」という発言をしたり、「殺す。」というメールをしたりした。

A は、こうしたいじめのつらさを、友人に訴えるようになり、C に対しては「もし、俺が死んだら、されていたことを全部話してくれよな」と言っていた。

2002 年 1 月 24 日 A が自宅で自殺した。 B は 2002 年 11 月まで心身症で休職をした。

②判決の要旨

B は、自ら又は他の男性看護師を通じて、A に対し、冷やかし・からかい・嘲笑・悪口・

他人の前で恥辱・屈辱を与える、たたくなどの暴力等の違法な本件いじめを行ったものと認められるから、民法 709 条に基づき、本件いじめによって A が被った損害を賠償する不法行為責任がある。そして、B は、A が自殺を図るかもしれないことを予見することは可能であったと認めるのは相当である。そして、A が被った精神的苦痛を慰謝する金額は 1000 万円を持って相当と認める。

一方病院 Y に対しては、B らの後輩に対する職場のいじめは従前から続いていたこと、A に対するいじめは 3 年近くに及んでいることなど、病院 Y も認識が可能であったことなど上記認定の事実関係の下において、Y は、B らの A に対する本件のいじめを認識することが可能であったにもかかわらず、これを認識していじめを防止する措置を取らなかった安全配慮義務違反の債務不履行があったと認めることができる。

そこで、Y は、A が本件いじめによって被った精神的苦痛を慰謝する金額は、上記認定の事実経過等諸般の事情を考慮して、500 万円を相当と認める。